

各種相談・教室(4月)

◎行政相談

4月3日(月) 午前9時～正午 コミュニティプラザ
 4月7日(金) 午前9時～正午 川上総合学習センター
 4月7日(金) 午前9時～正午 備中総合センター
 4月13日(木) 午前9時～正午 有漢農業構造改善センター
 4月21日(金) 午前10時～午後3時 成羽総合福祉センター

☎ 市民課 ☎(21)0254/各地域局

◎法律相談(要予約)

4月11日(火) 午前1時～午後4時 市役所4階会議室2・4

◎消費生活相談

4月18日(火) 午前10時～午後3時 市役所2階研修室

◎司法書士相談

4月14日(金) 午前10時～正午 市役所4階会議室1・3
 4月19日(水) 午前1時～午後4時 ポルカ市民交流コーナー

☎ 市民課 ☎(21)0254

◎人権擁護委員によるなやみごと相談

4月4日(火) 午前9時～正午 市役所2階研修室
 4月7日(金) 午前9時～正午 備中総合センター
 4月7日(金) 午前9時～正午 川上総合学習センター
 4月13日(木) 午前9時～正午 有漢農業構造改善センター
 4月25日(火) 午前9時～正午 宇治総合会館

☎ 岡山地方法務局高梁支局 ☎(22)2318

◎ふれあい相談(福祉総合相談)

毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

☎ 高梁市社会福祉協議会地域福祉課 ☎(22)7243
 有漢支所 ☎(57)3218 成羽支所 ☎(42)2005
 川上支所 ☎(48)9770 備中支所 ☎(45)3131

◎備北保健所の定期相談・検査(要予約)

エイズ・性感染症検査 4月25日(火) 午前1時～午後2時
 B型・C型肝炎検査 4月25日(火) 午前1時～午後2時
 骨髄ドナー検査登録 4月25日(火) 午前1時～午後2時

◎精神保健福祉相談(要予約)

4月5日(水) 午後2時30分～午後4時30分 備北保健所
 4月14日(金) 午後2時30分～午後4時30分 川上地域局

◎酒害相談(要予約)

4月14日(金) 午後2時30分～午後4時30分 備北保健所

☎(予約先) 備北保健所備北保健課 ☎(21)2836

◎病態栄養相談(要予約)

4月13日(木) 午前10時～午前11時 備北保健所

☎(予約先) 備北保健所備北保健課 ☎(21)2835

年金

国民年金 任意加入制度

60歳までに老齢年金の受給資格期間の25年(平成29年8月1日からは10年)を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金(共済組合)に加入していないときは、60歳以降(申し出された月以降)でも任意加入することができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。

- ①年金額を増やしたい人は65歳までの間
- ②受給資格期間を満たしていない人は70歳までの間
- ③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人も任意加入することができます。

なお、海外に居住する期間は受給資格期間に含まれますが、受給金額には反映されません。また、保険料の納付方法は口座振替が原則となります。

☎ 日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570
 市民課戸籍係 ☎(21)0252



献血



次のとおり献血を行います。ご協力をお願いします。

月 日	場 所	受付時間
4月11日(火)	川上総合学習センター	午前9時40分～午前11時
	備中地域局	午後0時30分～午後2時
	成羽地域局	午後3時～午後4時20分

☎ 健康づくり課 ☎(21)0228

休日当番医(4月)

月 日	医療機関名(所在地)	電話番号
4月2日(日)	大杉病院(柿木町)	☎(22)5155
4月9日(日)	藤本診療所(松原通) 備中診療所(備中町)	☎(22)3760 ☎(45)9001
4月16日(日)	備中整形外科(成羽町)	☎(42)4311
4月23日(日)	成羽病院(成羽町)	☎(42)3111
4月29日(土)	池田医院(中間町) 野村医院(巨瀬町)	☎(22)2244 ☎(25)0003
4月30日(日)	仲田医院(落合町)	☎(22)0511

※休日当番医が変更になる場合がありますので、受診前に電話でご確認ください。

高梁市消防本部 緊急情報ダイヤル ☎(21)0100

市役所 休日窓口を開設

年度の替わりは市役所の窓口が大変混雑し、利用者の皆様にご迷惑をお掛けすることもあります。

このような状況を緩和し、市民サービスの向上を図るため、次の日程で休日窓口を開設し、転入・転出などの住民異動の手続きや各種証明書の発行を行います。

開庁日時	4月2日(日)	午前8時30分～ 午後5時15分
受付内容	住民異動届(転入・転出・転居など)、住民票、戸籍、印鑑登録証明書などの交付、国民健康保険の加入喪失手続き、国民年金の手続きなど	

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードを使用した転入、広域交付住民票の交付はできません。

※国の機関や他市町村に確認が必要な業務については、対応できない場合があります。

☎ 市民課 ☎(21)0252



求人情報(3月2日現在)

職 種	所在地	賃 金 月 額
郵便外務	中井町	時給840円
介護職	本町	135,000円
一般事務	伊賀町	時給830円
臨時保健師	松原通	日給8,180円
准看護師	南町	206,800円～221,800円
土木作業員	落合町	220,000円～300,000円
看護補助者	落合町	170,000円～185,000円
受付事務(パート・5時間勤務)	津川町	時給820円
宿泊施設の夜間管理人(パート)	松原町	時給813円
介護職(パート)	成羽町	時給935円

☎ ハローワークたかはし ☎(22)2291

柔道整復師にかかる国保利用

柔道整復師(接骨院・整骨院など)の施術に国民健康保険(国保)が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られますので、ご注意ください。

施術を受けるときの注意点

- ▶ 負傷原因を正確に伝えましょう。
(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)
- ▶ 療養費支給申請書の内容をよく確認して自分で署名または捺印してください。
(負傷原因、負傷名、日数、金額など)
- ▶ 領収書を必ず受け取り、大切に保管してください。

国保が使える治療

●急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性原因によるもの●打撲●ねんざ●挫傷(肉離れなど)●骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

国保が使えない治療

×単なる(慢性的な要因や疲労性からくる)肩こりや腰痛、スポーツなどによる筋肉痛や筋肉疲労など肉体疲労からの回復×脳疾患後遺症などのリハビリ×神経痛×リウマチ×ヘルニアなど慢性的な病気×病院や診療所などで同じ部位の治療を受けているとき×交通事故や労務災害が原因となっているもの

※国保を使って接(整)骨院で施術を受けた人に、負傷原因や治療内容などについて確認することがあります。これは医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するためにを行っていますので、ご協力をお願いします。

☎ 医療連携課 ☎(21)0258

第三者行為による傷病届

交通事故などで受診したときは

交通事故や犬に咬まれたケガ、飲食店での食事が原因で食中毒を起こした場合など、自分以外の第三者の行為が原因のケガや病気の治療費は、加害者が負担するべきものです。

これらの場合、国民健康保険(国保)を使って受診した場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を医療連携課に提出してください。

この傷病届は、後日国保が本人に代わって、加害者や加害者側の損害保険会社などに、国保が立て替えている治療費を請求するために必要なものです。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず医療連携課へ相談してください。

☎ 医療連携課 ☎(21)0258